

ローラー運転者必携
 一特別教育テキスト No.120320
 <新旧対照表> 改訂5版 令和6年10月18日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。
 ※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。
 ※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 改訂4版 (令和5年6月26日)	(新版) 改訂5版 (令和6年10月18日)
[表記・用語の統一] ※旧版から新版への変更にあたり、「表記・用語の統一」はありません。	

(旧版) 改訂4版 (令和5年6月26日)			(新版) 改訂5版 (令和6年10月18日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
目次	上から 6行目	9・1 参考資料・・・ 9・2 参考資料・・・ 9・3 参考資料・・・	目次	上から 6行目	9・1 参考資料1・・・ 9・2 参考資料2・・・ 9・3 参考資料3・・・
凡例	上から 3行目	1. ローラ、ローラーの呼び方があるが、本文では「ローラ」で統一した。 ただし、法条文を引用している場合には、法令上の用語を使用した。	凡例	上から 3行目	1. ローラ、ローラーの呼び方があるが、本文では「ローラ」で統一した。 ただし、法条文を引用している場合には、法令上の用語を使用した。 (書体変更)
凡例	下から 2行目	令：施行令：労働安全衛生施行令	凡例	下から 2行目	令：施行令：労働安全衛生 <u>法</u> 施行令
はじめに	上から 1行目	道は生活の基盤であり、交易・文化交流の <u>要</u> です。道の種類には、	はじめに	上から 5行目	道は生活の基盤であり、交易・文化交流の <u>要</u> ^{かなめ} です。道には、
11	上から 3行目	主な振動式ローラの振動輪イラスト図と写真1 - 15 ~ 1 - <u>23</u> を以下に示します。	11	上から 3行目	主な振動式ローラの振動輪イラスト図と写真1 - 15 ~ 1 - <u>22</u> を以下に示します。
21	上から 7行目	1) 平滑面 (写真1 - <u>29</u>)	21	上から 7行目	1) 平滑面 (写真1 - <u>29</u>) (書体変更)
27	表1-2	③ シリンダ内に空気を <u>吹込む</u>	27	表1-2	③ シリンダ内に空気を <u>吸入する</u>
36	図1-19	図1 -19 コントロール <u>バルブ</u> とサーボシリンダ	36	図1-19	図1-19 コントロール <u>バルブ</u> とサーボシリンダ
56	上から 4行目	② 作業前に <u>現場</u> をよく調べる。	56	上から 4行目	② 作業前に <u>現地</u> をよく調べる。

頁	箇所	内容
68	表 3-14	(赤枠を修正)

頁	箇所	内容
68	表 3-14	(赤枠を修正)

(参考) 表 3-14 油圧式・機械式動力伝達車の駐車の方法

油圧式動力伝達車	機械式動力伝達車
1. 前後進レバーを中立位置に操作し、機械を完全に停止させる。	1. クラッチペダルを踏み、主クラッチを切ると同時にブレーキペダルを踏み込んで、機械を完全に停止させる。
2. 駐車ブレーキレバーまたはブレーキボタンを操作し、駐車ブレーキをかける。	2. 変速レバー、前後進レバーを中立の位置に移す。 3. 駐車ブレーキレバーを引き、駐車ブレーキをかける。
3. エンジンを停止する。	4. エンジンを停止する。
4. エンジン・キーを抜き取り、所定の位置に保管する。	5. エンジン・キーを抜き取り、所定の位置に保管する。
5. 歯止めをする。	6. 歯止めをする。

(注) メインスイッチ (ディスコネクトスイッチ) がある場合は、切っていることを確認する

(参考) 表 3-14 油圧式・機械式動力伝達車の駐車の方法

油圧式動力伝達車	機械式動力伝達車
1. 前後進レバーを中立位置に操作し、機械を完全に停止させる。	1. クラッチペダルを踏み、主クラッチを切ると同時にブレーキペダルを踏み込んで、機械を完全に停止させる。
2. 駐車ブレーキレバーまたはブレーキボタンを操作し、駐車ブレーキをかける。	2. 変速レバー、前後進レバーを中立の位置に移す。 3. 駐車ブレーキレバーを引き、駐車ブレーキをかける。
3. エンジンを停止する。	4. エンジンを停止する。
4. エンジン・キーを抜き取り、所定の位置に保管する。	5. エンジン・キーを抜き取り、所定の位置に保管する。
5. 歯止めをする。	6. 歯止めをする。

(注) メインスイッチ (ディスコネクトスイッチ) がある場合は、切っていることを確認する

89	図 4-7	(赤枠を修正)
----	-------	---------

89	図 4-7	(赤枠を修正)
----	-------	---------

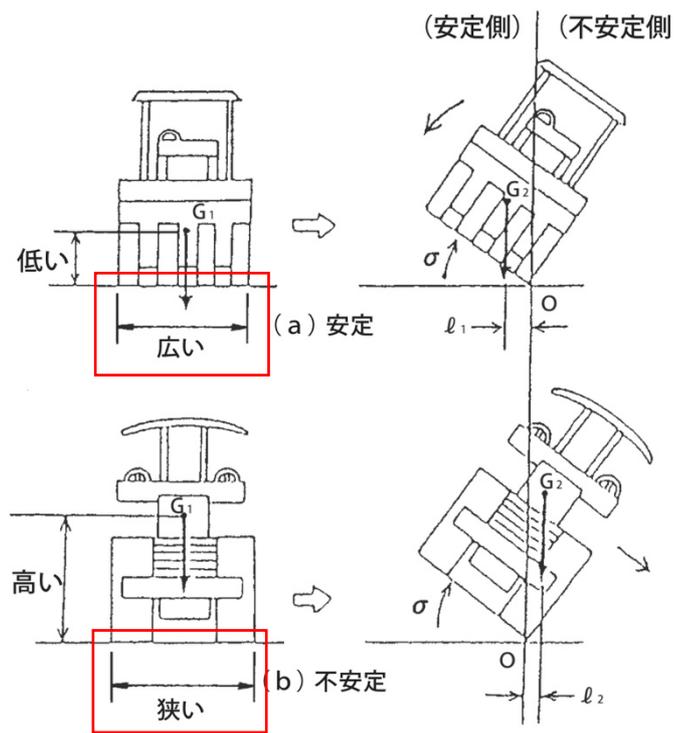


図 4-7 ローラの安定・不安定の例

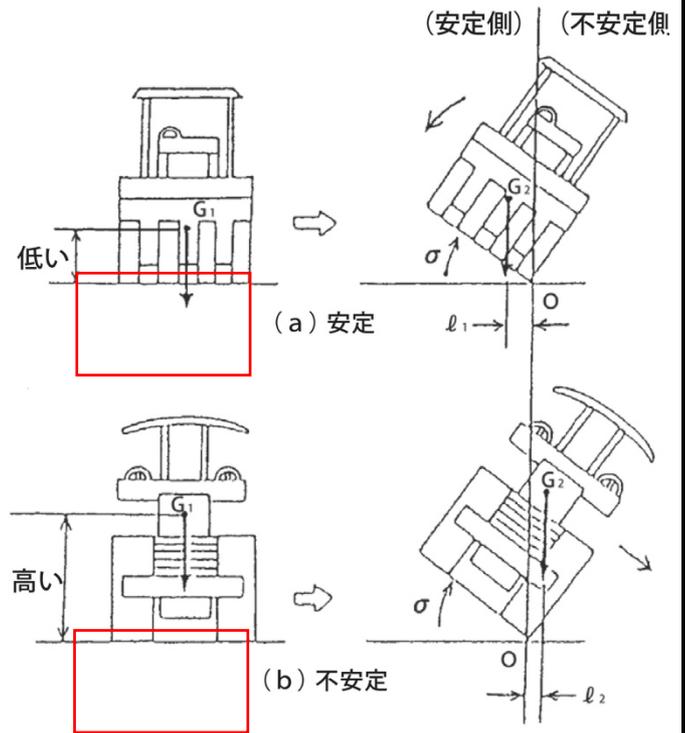
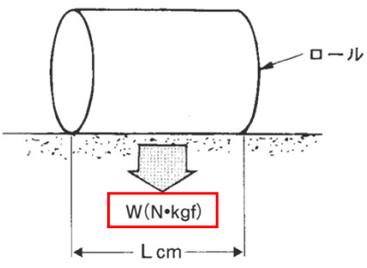
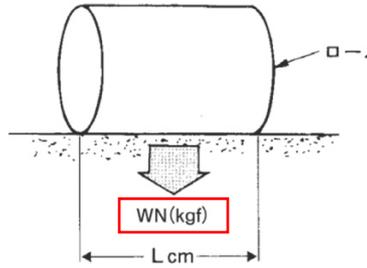
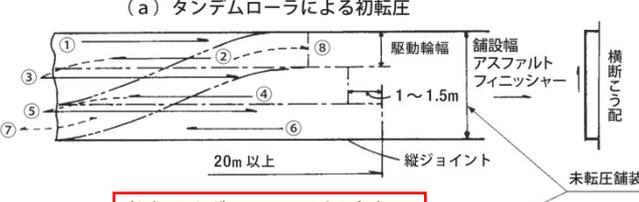
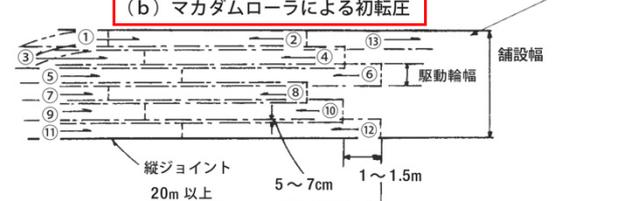
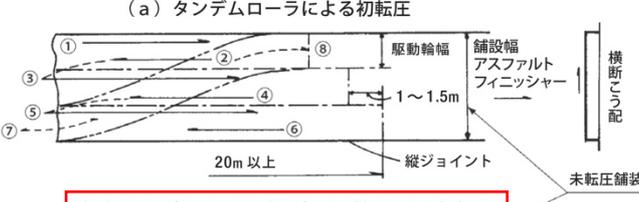
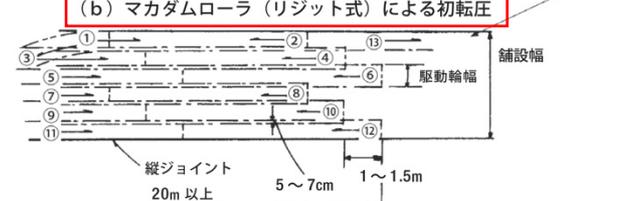


図 4-7 ローラの安定・不安定の例

(旧版) 改訂4版 (令和5年6月26日)			(新版) 改訂5版 (令和6年10月18日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
97	図5-4	(赤枠を修正)	97	図5-4	
$\text{線圧} = \frac{\text{ロールの荷重}}{\text{ロールの幅}} \frac{W(N \cdot \text{kgf})}{L(\text{cm})} N(\text{kgf})/\text{cm}$ 			$\text{線圧} = \frac{\text{ロールの荷重}}{\text{ロールの幅}} \frac{WN(\text{kgf})}{L(\text{cm})} N(\text{kgf})/\text{cm}$ 		
99	上から 3行目	・・・われているのは「締固め度」を求める方法です。この方法は、現場で用いる材料・・・	99	上から 3行目	・・・われているのは「締固め度」を求める方法です。この方法は、 <u>施工現場</u> で用いる材料・・・
107	上から 9行目	(c) 表面しゃ水型ダムは透水ゾーンの上流面に、・・・	107	上から 9行目	(c) 表面しゃ水壁型ダムは透水ゾーンの上流面に、・・・
119	図5-19	(赤枠を修正)	119	図5-19	
<p>図5-19 ローラの進入時の転圧方法</p> <p>(a) タンデムローラによる初転圧</p>  <p>(b) マカダムローラによる初転圧</p> 			<p>図5-19 ローラの進入時の転圧方法</p> <p>(a) タンデムローラによる初転圧</p>  <p>(b) マカダムローラ(リジット式)による初転圧</p> 		
<ol style="list-style-type: none"> 各車線共直進し、同一路をもどる。 駆動輪の重なりは、5～7cmとする。 一回の転圧距離は、20m以上とする。 転圧端は1～1.5m程度ずらす。 一回の転圧減りが大きいときは、復路は5～10cmずらす。 タンデムローラの場合、転圧が完了した面上で⑧に移る。 マカダムローラの駆動輪は、タンデムローラより狭いので⑦～⑫と回数が多く転圧が完了した面上で⑬に移る。 車輪に混合物が付着するのを防止するために水や油を車輪に塗りますが、水や油の使用量はできるだけ少なくする。 <p>※現在使用されているマカダムローラについては、車輪の圧力が同一なものほとんどであり、この場合は、上記の「(a)タンデムローラによる初転圧」と同じ方法で行います。</p> <p>図5-20 初転圧における正しい締固め方法の例</p>			<ol style="list-style-type: none"> 各車線共直進し、同一路をもどる。 駆動輪の重なりは、5～7cmとする。 一回の転圧距離は、20m以上とする。 転圧端は1～1.5m程度ずらす。 一回の転圧減りが大きいときは、復路は5～10cmずらす。 タンデムローラの場合、転圧が完了した面上で⑧に移る。 マカダムローラの駆動輪は、タンデムローラより狭いので⑦～⑫と回数が多く転圧が完了した面上で⑬に移る。 車輪に混合物が付着するのを防止するために水や油を車輪に塗るが、水や油の使用量はできるだけ少なくする。 <p>※現在使用されているセンターピン式のマカダムローラについては、車輪の圧力が同一なものほとんどであり、この場合は、上記の「(a)タンデムローラによる初転圧」と同じ方法で行います。</p> <p>図5-20 初転圧における正しい締固め方法の例</p>		
128	上から 9行目	5) わきみ <u>運</u> 転をしないこと	128	上から 9行目	5) わき見 <u>運</u> 転をしないこと

(旧版) 改訂4版(令和5年6月26日)			(新版) 改訂5版(令和6年10月18日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
141	法第31条の4	注文者は、その請負人に対し、 <u>その</u> 仕事に関し、その指示に従 <u>が</u> って請負人の労働者を労働させたならば、 <u>労働安全衛生法令等</u> の規定に違反することとなる指示をしては <u>なりません</u> 。	141	法第31条の4	注文者は、その請負人に対し、 <u>当該</u> 仕事に関し、その指示に従 <u>つ</u> て <u>当該</u> 請負人の労働者を労働させたならば、 <u>この法律又はこれに基づく命令</u> の規定に違反することとなる指示をしては <u>ならない</u> 。
142	上から6行目	③ 危険又は有害な業務に労働者をつかせるとき⇒(特別教育、表7-1) <u>142 頁</u>	142	上から6行目	③ 危険又は有害な業務に労働者をつかせるとき⇒(特別教育、表7-1)
149	上から10行目	第2条 ブルドーザー、モーター <u>・</u> グレーダー、スクレーパー、スクレープ・ド <small>ー</small> ザー及びローラーは、原動機及び燃料装置に燃料、冷却水等の全量をとう載し、及び当該建設機械の目的とする用途に必要な設備、装置等を取り付けた状態(以下「無負荷状態」という。)において、水平かつ堅固な面の上で、35度〔最高走行速度20キロメートル毎時未満の建設機械又は機械重量(無負荷状態における当該機械の重量をいう。以下同じ。)に対する機械総重量(機械重量、最大積載重量及び55キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。以下同じ。)の割合が1.2以下の建設機械にあ <u>つ</u> ては、30度〕まで傾けても転倒しな <u>い</u> 左右の安定度を有するものでなければならない。	149	上から10行目	第2条 ブル <u>・</u> ド <small>ー</small> ザー、モーター <u>・</u> グレーダー、スクレーパー、スクレープ・ド <small>ー</small> ザー及びローラーは、原動機及び燃料装置に燃料、冷却水等の全量をとう載し、及び当該建設機械の目的とする用途に必要な設備、装置等を取り付けた状態(以下「無負荷状態」という。)において、水平かつ堅固な面の上で、35度〔最高走行速度20キロメートル毎時未満の建設機械又は機械重量(無負荷状態における当該機械の重量をいう。以下同じ。)に対する機械総重量(機械重量、最大積載重量及び55キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。以下同じ。)の割合が1.2以下の建設機械にあ <u>つ</u> ては、30度〕まで傾けても転倒しな <u>い</u> 左右の安定度を有するものでなければならない。
150	下から4行目	・・・者が誤 <u>つ</u> て操作するおそれのない操作部分については、この限りでない。	150	下から4行目	・・・者が誤 <u>つ</u> て操作するおそれのない操作部分については、この限りでない。
151	上から5行目	4 ブレーカの運転室は、その前面に、 <u>強化</u> ガラスを使用し、・・・ ・・・い。ただし、運転者が安全に昇降できる構造とな <u>つ</u> ているものについては、この限りでない。	151	上から5行目	4 ブレーカの運転室は、その前面に、 <u>安全</u> ガラスを使用し、・・・ ・・・い。ただし、運転者が安全に昇降できる構造とな <u>つ</u> ているものについては、この限りでない。

(旧版) 改訂4版(令和5年6月26日)			(新版) 改訂5版(令和6年10月18日)																																
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																														
152	上から 8行目	・・・外の車両系建設機械にあつては第4号、コンクリートポンプ車にあつては第5号から第7号まで、ローラー及びビレル上を走行する車両系建設機械にあつては第7号に掲げる事項が表示されていないもの又は当該事項に係る書類が備え付けられていないものでも差しつかえない。	152	上から 8行目	・・・外の車両系建設機械にあつては第4号、コンクリートポンプ車にあつては第5号から第7号まで、ローラー及びビレル上を走行する車両系建設機械にあつては第7号に掲げる事項が表示されていないもの又は当該事項に係る書類が備え付けられていないものでも差しつかえない。																														
153	上部表	(赤枠を修正)	153	上部表																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(上欄)</th> <th>(中欄)</th> <th>(下欄)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両系建設機械の種類</td> <td>状態</td> <td>方向</td> </tr> <tr> <td>ブル・ドーザー スクレープ・ドーザー</td> <td>無負荷状態</td> <td>前後及び左右</td> </tr> <tr> <td>モーター・グレーダー スクレーパー ローラー</td> <td>無負荷状態</td> <td>左右</td> </tr> <tr> <td>トラクター・ショベル ずり積機 基礎工事用機械</td> <td>当該車両系建設機械の安定に関し最も不利となる状態</td> <td>前後及び左右</td> </tr> </tbody> </table>			(上欄)	(中欄)	(下欄)	車両系建設機械の種類	状態	方向	ブル・ドーザー スクレープ・ドーザー	無負荷状態	前後及び左右	モーター・グレーダー スクレーパー ローラー	無負荷状態	左右	トラクター・ショベル ずり積機 基礎工事用機械	当該車両系建設機械の安定に関し最も不利となる状態	前後及び左右	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(上欄)</th> <th>(中欄)</th> <th>(下欄)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両系建設機械の種類</td> <td>状態</td> <td>方向</td> </tr> <tr> <td>ブル・ドーザー スクレープ・ドーザー</td> <td>無負荷状態</td> <td>前後及び左右</td> </tr> <tr> <td>モーター・グレーダー スクレーパー ローラー</td> <td>無負荷状態</td> <td>左右</td> </tr> <tr> <td>トラクター・ショベル ずり積機 基礎工事用機械</td> <td>当該車両系建設機械の安定に関し最も不利となる状態</td> <td>前後及び左右</td> </tr> </tbody> </table>			(上欄)	(中欄)	(下欄)	車両系建設機械の種類	状態	方向	ブル・ドーザー スクレープ・ドーザー	無負荷状態	前後及び左右	モーター・グレーダー スクレーパー ローラー	無負荷状態	左右	トラクター・ショベル ずり積機 基礎工事用機械	当該車両系建設機械の安定に関し最も不利となる状態	前後及び左右
(上欄)	(中欄)	(下欄)																																	
車両系建設機械の種類	状態	方向																																	
ブル・ドーザー スクレープ・ドーザー	無負荷状態	前後及び左右																																	
モーター・グレーダー スクレーパー ローラー	無負荷状態	左右																																	
トラクター・ショベル ずり積機 基礎工事用機械	当該車両系建設機械の安定に関し最も不利となる状態	前後及び左右																																	
(上欄)	(中欄)	(下欄)																																	
車両系建設機械の種類	状態	方向																																	
ブル・ドーザー スクレープ・ドーザー	無負荷状態	前後及び左右																																	
モーター・グレーダー スクレーパー ローラー	無負荷状態	左右																																	
トラクター・ショベル ずり積機 基礎工事用機械	当該車両系建設機械の安定に関し最も不利となる状態	前後及び左右																																	
154	上から 1行目	9.1 参考資料	154	上から 1行目	9.1 参考資料 ₁																														
154	別表 第7	(赤枠を修正)	154	別表 第7																															
別表第7 建設機械(第十条、第十三条、第二十条関係)			別表第7 建設機械(第十条、第十三条、第二十条関係)																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一 整地・運搬・積込み用機械</td> <td>1 ブル・ドーザー 2 モーター・グレーダー 3 トラクター・ショベル 4 ずり積機 5 スクレーパー 6 スクレープ・ドーザー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> <tr> <td>二 掘削用機械</td> <td>1 パワー・ショベル 2 ドラグ・ショベル 3 ドラグライン 4 クラムシエル 5 パケット掘削機 6 トレンチャー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> <tr> <td>三 基礎工事用機械</td> <td>1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機(チューピングマシンを有するものに限る。) 6 アース・オーガー 7 ベーパー・ドレーン・マシン 8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> <tr> <td>四 締固め機械</td> <td>1 ローラー 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> <tr> <td>五 コンクリート打設用機械</td> <td>1 コンクリートポンプ車 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> <tr> <td>六 解体用機械</td> <td>1 ブレーカ 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> </tbody> </table>			一 整地・運搬・積込み用機械	1 ブル・ドーザー 2 モーター・グレーダー 3 トラクター・ショベル 4 ずり積機 5 スクレーパー 6 スクレープ・ドーザー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	二 掘削用機械	1 パワー・ショベル 2 ドラグ・ショベル 3 ドラグライン 4 クラムシエル 5 パケット掘削機 6 トレンチャー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	三 基礎工事用機械	1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機(チューピングマシンを有するものに限る。) 6 アース・オーガー 7 ベーパー・ドレーン・マシン 8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	四 締固め機械	1 ローラー 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	五 コンクリート打設用機械	1 コンクリートポンプ車 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	六 解体用機械	1 ブレーカ 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一 整地・運搬・積込み用機械</td> <td>1 ブル・ドーザー 2 モーター・グレーダー 3 トラクター・ショベル 4 ずり積機 5 スクレーパー 6 スクレープ・ドーザー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> <tr> <td>二 掘削用機械</td> <td>1 パワー・ショベル 2 ドラグ・ショベル 3 ドラグライン 4 クラムシエル 5 パケット掘削機 6 トレンチャー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> <tr> <td>三 基礎工事用機械</td> <td>1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機(チューピングマシンを有するものに限る。) 6 アース・オーガー 7 ベーパー・ドレーン・マシン 8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> <tr> <td>四 締固め機械</td> <td>1 ローラー 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> <tr> <td>五 コンクリート打設用機械</td> <td>1 コンクリートポンプ車 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> <tr> <td>六 解体用機械</td> <td>1 ブレーカ 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</td> </tr> </tbody> </table>			一 整地・運搬・積込み用機械	1 ブル・ドーザー 2 モーター・グレーダー 3 トラクター・ショベル 4 ずり積機 5 スクレーパー 6 スクレープ・ドーザー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	二 掘削用機械	1 パワー・ショベル 2 ドラグ・ショベル 3 ドラグライン 4 クラムシエル 5 パケット掘削機 6 トレンチャー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	三 基礎工事用機械	1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機(チューピングマシンを有するものに限る。) 6 アース・オーガー 7 ベーパー・ドレーン・マシン 8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	四 締固め機械	1 ローラー 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	五 コンクリート打設用機械	1 コンクリートポンプ車 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	六 解体用機械	1 ブレーカ 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械						
一 整地・運搬・積込み用機械	1 ブル・ドーザー 2 モーター・グレーダー 3 トラクター・ショベル 4 ずり積機 5 スクレーパー 6 スクレープ・ドーザー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		
二 掘削用機械	1 パワー・ショベル 2 ドラグ・ショベル 3 ドラグライン 4 クラムシエル 5 パケット掘削機 6 トレンチャー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		
三 基礎工事用機械	1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機(チューピングマシンを有するものに限る。) 6 アース・オーガー 7 ベーパー・ドレーン・マシン 8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		
四 締固め機械	1 ローラー 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		
五 コンクリート打設用機械	1 コンクリートポンプ車 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		
六 解体用機械	1 ブレーカ 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		
一 整地・運搬・積込み用機械	1 ブル・ドーザー 2 モーター・グレーダー 3 トラクター・ショベル 4 ずり積機 5 スクレーパー 6 スクレープ・ドーザー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		
二 掘削用機械	1 パワー・ショベル 2 ドラグ・ショベル 3 ドラグライン 4 クラムシエル 5 パケット掘削機 6 トレンチャー 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		
三 基礎工事用機械	1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機(チューピングマシンを有するものに限る。) 6 アース・オーガー 7 ベーパー・ドレーン・マシン 8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		
四 締固め機械	1 ローラー 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		
五 コンクリート打設用機械	1 コンクリートポンプ車 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		
六 解体用機械	1 ブレーカ 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械																																		

(旧版) 改訂4版 (令和5年6月26日)			(新版) 改訂5版 (令和6年10月18日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
155	上から 1行目	9.2 参考資料	155	上から 1行目	9.2 参考資料 ₂
157	上から 19行目	9.3 参考資料	157	上から 19行目	9.3 参考資料 ₃